（子会社対象銀行等を子会社とすることについての認可の申請等）

第十七条の五　銀行は、子会社対象銀行等（法第十六条の二第七項に規定する子会社対象銀行等をいい、同条第一項第十二号の三に掲げる会社（以下この章及び第五章並びに第三十五条第一項において「銀行業高度化等会社」という。）を除く。以下この条において同じ。）を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一　［略］

二　当該銀行に関する次に掲げる書面

［イ～ハ　略］

ニ　株式交付により子会社対象銀行等を子会社とする場合には、次に掲げる書面

(1)　株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

(2)　株式交付計画の内容を記載した書面

(3)　株式交付費用を記載した書面

［三～六　略］

［2～6　略］

（銀行業高度化等会社を子会社とすること等についての認可の申請等）

第十七条の五の二　銀行は、当該銀行若しくはその子会社が合算して銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有すること又は外国の銀行業高度化等会社を子会社とすることについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一　［略］

二　当該銀行に関する次に掲げる書面

［イ～ハ　略］

ニ　株式交付により当該銀行若しくはその子会社が合算して銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有しようとする場合又は外国の銀行業高度化等会社を子会社としようとする場合には、次に掲げる書面

(1)　株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

(2)　株式交付計画の内容を記載した書面

(3)　株式交付費用を記載した書面

［三～六　略］

［2～5　略］

（心身の故障のため職務を適正に執行することができない者）

第二十七条の二　法第四十四条第三項第一号に規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（心身の故障のため職務を適正に執行することができない者）

第三十四条の十四の二　法第五十二条の十九第三項第一号に規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（銀行持株会社による銀行持株会社グループの経営管理の内容等）

第三十四条の十四の三　［略］

（子会社対象銀行等を子会社とすることについての認可の申請等）

第十七条の五　［同上］

一　［同上］

二　［同上］

［イ～ハ　同上］

［号の細分を加える。］

［三～六　同上］

［2～6　同上］

（銀行業高度化等会社を子会社とすること等についての認可の申請等）

第十七条の五の二　［同上］

一　［同上］

二　［同上］

［イ～ハ　同上］

［号の細分を加える。］

［三～六　同上］

［2～5　同上］

［条を加える。］

［条を加える。］

（銀行持株会社による銀行持株会社グループの経営管理の内容等）

第三十四条の十四の二　［同上］